

家賃地代に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十一月十六日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

一五

家賃地代に関する質問主意書

現行の非戦災家屋の家賃は少々上げたが問題にならない。安價で家主側の生活は成立しない。家主は死ねと言ふのか。新憲法に差別待遇を何時認めたのか何人も安いと思ふのは家賃と小作料と宅地の地代である。昭和十八年時代の百倍以上の物價で地主も家主も生活を一般同様にしており勤勞者、商人、農家皆百倍以上の收入のある現在、家賃地代が貳倍前後とは差別も甚大である。家賃地代は五拾倍程度にすべきであると思ふが、政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。